

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No		3		府 省 庁 名 文部科学省	
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収関係）			
要望項目名		高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等			
要望内容（概要）		<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高等学校等就学支援金制度を創設し、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質的に授業料を無償とするとともに、私立高校生のいる世帯に対して年額12万円（低所得世帯は増額）の支給を行う。</p> <p>・ 特例措置の内容 高等学校等就学支援金について、非課税とするとともに、高等学校等就学支援金の支給を受ける権利の差押を禁止することを要望する。</p> <p>※なお、所得税法第9条第14号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p>			
関係条文		地方税法第2章第1節 都道府県民税、第3章第1節 市町村民税 所得税法第9条第14号			
要望理由		<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志のある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国公立高校生のいる世帯に対し、授業料相当額を支給し、実質的に授業料を無償とするとともに、私立高校生のいる世帯に対して年額12万円（低所得世帯は増額）の支給を行うことで、授業料に係る経済的負担を軽減することが必要である。</p> <p>公課を課し、支給額を減額した場合、家計における授業料の負担が生じることになるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。</p>			
減収見込額		（初年度） － （－）		（平年度） － （－）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 新規要望 なお、所得税法第9条第14号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。		・ 融資、補助金その他	
	22年度の望	・ 国税 高等学校等就学支援金に係る所得税について、非課税とするとともに、高等学校等就学支援金の支給を受ける権利の差押を禁止することを要望している。		・ 融資、補助金その他	
過去の要望経緯		新規要求			
本要望に対応する縮減案					